

さいたま市立谷田小学校金管バンド保護者会規約

第1条 (名称及び所在地) 本会は、谷田小学校金管バンド保護者会と称し、事務局を埼玉県さいたま市南区太田窪5丁目10番6号 さいたま市立谷田小学校におく。

第2条 (目的) 本会は、谷田小学校金管バンドの健全な発展と充実を図るための援助を行う。

第3条 (活動) 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 演奏会の協力・援助
(2) その他、振興上必要な活動

第4条 (会員) 本会の会員は、谷田小学校金管バンド加入児童の保護者で構成する。

第5条 (役員) 1 本会は次の役員をおく。また、役員は総会において決める。
会長 1名
副会長 2名
(但し、その年の児童の人数により選出する人数を総会にて決定するものとする。)
幹事 3名
(但し、その年の児童の人数により選出する人数を総会にて決定するものとする。)
会計 2名
会計監査 2名

2 役員任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

第6条 1 本会の会計は、会費その他による。本会の会費は年額15,000円(うち2,000円は楽器修繕費、1,000円はユニフォーム積立金)とし、1学期に一括で徴収する。また、不足の場合は、必要に応じて徴収する。
2 会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

附則

- (1) 本会の規約の変更は総会において行う。
- (2) 本規約は平成3年4月1日から施行する。

注意

1 会費等について

- 1) 本会の会費は、平成19年3月総会において変更され、4月より実施されています。
- 2) 会費の徴収方法は、平成20年2月総会において変更され、4月より実施されています。
- 3) 本会の会費は、平成22年3月総会において変更され、4月より実施されています。
- 4) 本会の会費は、平成28年2月総会において変更され、4月より実施されています。

2 役員選出について

- 1) 本会の副会長選出人数については、平成17年2月総会において変更され、4月より実施されています。
- 2) 本会の幹事選出人数については、平成18年2月総会において変更され、4月より実施されています。